

○東大阪市手数料条例

(手数料の種類等)

第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとし、申請の際、当該申請者から徴収する。

(31)の2 指定居宅サービス事業者等の指定審査手数料 次に掲げる額。ただし、指定に係る複数の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合であって、これらの事業に係る指定の申請を同時に行うときの手数料の合計金額は、当該指定がア、キ及びケに掲げるものである場合にあつては40,000円、ア及びエ、キ若しくはケに掲げるものである場合、ウ及びカに掲げるものである場合又はキ及びケに掲げるものである場合にあつては35,000円、イ及びオ又はクに掲げるものである場合にあつては10,000円とする。

ア 指定居宅サービス事業者又は地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者（申請に係る事業所が本市の区域の外にあり、かつ、その所在地の市町村長の指定を受けているものを除く。イ及びウにおいて同じ。）の指定（共生型居宅サービス及び共生型地域密着型サービスに係るものを除く。） 1件 30,000円

イ 指定居宅サービス事業者又は地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定（共生型居宅サービス及び共生型地域密着型サービスに係るものに限る。） 1件 10,000円

ウ 地域密着型通所介護に係るもの以外の指定地域密着型サービス事業者の指定 1件 30,000円

エ 指定介護予防サービス事業者の指定（共生型介護予防サービスに係るものを除く。） 1件 30,000円

オ 指定介護予防サービス事業者の指定（共生型介護予防サービスに係るものに限る。） 1件 10,000円

カ 指定地域密着型介護予防サービス事業者（申請に係る事業所が本市の区域の外にあり、かつ、その所在地の市町村長の指定を受けているものを除く。）の指定 1件 30,000円

キ 指定訪問型介護予防サービス事業者又は指定通所型介護予防サービス事業者の指定（共生型訪問型介護予防サービス及び共生型通所型介護予防サービスに係るものを除く。） 1件 30,000円

ク 指定訪問型介護予防サービス事業者又は指定通所型介護予防サービス事業者の指定（共生型訪問型介護予防サービス及び共生型通所型介護予防サービスに係るものに限る。） 1件 10,000円

ケ 指定訪問型生活援助サービス事業者又は指定通所型短時間サービス事業者の

指定 1件 30,000円

(31)の3 前号アからケまでに掲げる指定居宅サービス事業者等の指定更新審査手数料 1件 10,000円。ただし、指定の更新に係る複数の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合であって、これらの事業に係る指定の更新の申請を同時に行うときの手数料の合計金額は、当該指定の更新が同号ア、キ及びケに掲げるものに係るものである場合、同号ア及びエ、キ若しくはケに掲げるものに係るものである場合、同号イ及びオ若しくはクに掲げるものに係るものである場合、同号ウ及びカに掲げるものに係るものである場合又は同号キ及びケに掲げるものに係るものである場合にあつては、10,000円とする。

(31)の4 指定居宅介護支援事業者指定審査手数料 1件 30,000円

(31)の5 指定居宅介護支援事業者指定更新審査手数料 1件 10,000円